

公共建築物、築30年以上が45%

1月18日に(仮称)厚木市公共施設最適化基本計画についての意見交換会がありました。

厚木市の公共施設は、建築物が341施設、土木インフラは公園・下水道・橋・道路があります。「厚木市公共施設最適化基本計画」は、人口減少による税収減や少子高齢化での施設ニーズの変化を見据え、効率的・効果的な維持管理・運営方法と適正配置を行う事を目的として策定するものです。総合的・計画的な管理に関する基本方針、種別ごとの現状と課題と今後の方針、さらに中心市街地の短期的な再配置の方針を定めます。計画期間は平成27年度から66年度までの40年間。

公共建築物は半数近くが建築後30年以上経過しています。

市は、40年間の維持管理・建替え費用の年平均を46億2千万円と計算し、長寿命化を図っても42.2億円が不足するとしています。その財源不足を解消するために、適正規模での更新、統廃合、多機能化、民間事業者への移譲、受益者負担の導入、売却、国・県との連携や補助金などの取組をあげています。

民間への移譲としているのが、市立保育所の全園民営化です。これにより40年間で15億円の効果額としていますが、年平均で3750万円です。党議員団は昨年12月定例会でも保育所の民営化には反対しています。市の責任と役割を考えた時、市が保育所の所有と運営を放棄する「こと」が、本当に必要なことでしょうか。

土木インフラについては、予防保全型の維持管理、最新技術の導入による維持管理、民間企業の協力と職員による点検・診断の対象増、職員の技術力向上の方向性を示しています。技術継承や技術者不足への対応で、再雇用取り組みの拡大を言っていますが、正規雇用を増やさないことには、再雇用もできないでしょう。職員削減を続けていたのでは、今後の維持管理にも悪影響が出ることは自明の理です。

すから、しっかりと目を通して、説明会に参加したり、意見・パブリックコメントを出したりと、市政に関わっていきましょう。

市は、市民対象の説明会やパブリックコメントについて『広報あつぎ』でお知らせをしています。月に2回発行で

これはなんででしょう？



諏訪湖の湖面から出ているアシに毛細管現象で上がった水が凍ったもの。氷の花ですね。

市公共建築物ストックの状況 (H26.10.1現在)

経過年数	庁舎他		小中学校		消防施設		公営住宅		全体	
	面積(m ²)	割合(%)								
40年以上	21,603	7.88	40,768	14.15	2,401	20.32	987	3.48	65,761	10.9
30~39年	42,769	15.59	160,469	55.70	2,039	17.25	3,281	11.57	208,559	34.61
20~29年	129,896	47.35	67,129	23.30	3,943	33.36	8,376	29.54	209,346	34.74
10~19年	29,761	10.85	9,625	3.34	2,459	20.80	9,285	32.75	51,132	8.49
10年未満	50,286	18.33	10,124	3.51	977	8.27	6,424	22.66	67,813	11.25
計	274,317	100.00	288,118	100.00	11,822	100.00	28,354	100.00	602,613	100.00
用途別	45.52%		47.81%		1.96%		4.71%		100.00	

2015年度予算要求その③ 市民本位の行政、平和

8. 市民本位の行財政改革を進め、市民に開かれた市政を

- ① 財政支出は、市民要望を尊重し、地域活性化に役立つ生活・福祉重視で行うこと。
- ② 「全体の奉仕者」としての職員研修を充実させ、職員一人ひとりが、市民の声をよく聞いて対応できるように努めること。
- ③ 定数管理計画の見直しを行い、市民サービス向上のため業務実態に合わせた人員を確保すること。安易な非正規雇用をしないこと。
- ④ 技術職については、知識・技術の継承が図れるような年代構成と人材育成を行うこと。
- ⑤ メンタルヘルスをはじめとする職員の健康管理の充実を図ること。
- ⑥ 市の公共施設については、不安定雇用や官製ワーキングプアを助長するような指定管理者制度や業務委託の見直しを行うこと。

9. 国際平和・非核宣言都市としての事業推進を

- ① 平和の尊さを広く市民に知らせるため、8月を中心にした平和月間を設けること。引き続き展示・イベント等を行うこと。企画段階からより多くの市民が参加できるよう努めること。
- ② 市民の平和活動に、行政も積極的に参加・支援すること。
- ③ 厚木市の国際平和・非核宣言について、広く市民および来厚者に知ってもらうために、駅周辺や行政区境に宣言塔を設置すること。
- ④ 平和市長会議に加盟している自治体として、国に対して憲法第9条を守り、集団的自衛権の行使容認の閣議決定を撤回するよう強く働きかけること。
- ⑤ 米軍厚木基地へオスプレイ等訓練機の配備反対はもちろんのこと、飛来をしないよう関係自治体と協力し、国に働きかけること。